

認定経営革新等支援機関による支援のご案内

認定経営革新等支援機関とは

平成24年8月30日に「中小企業経営力強化支援法」が施行され、中小企業・小規模事業者の多様化・複雑化する経営課題に対して事業計画策支援等を通じて専門性の高い支援を行うため、税務、金融及び企業の財務に関する専門的知識(又は同等以上の能力)を有し、これまで経営革新計画の策定等の業務について、一定の経験年数をもっているといった機関や人(中小企業診断士、弁護士、公認会計士、税理士、金融機関など)を、中小企業等経営強化法第21条第1項に基づき、国が「認定経営革新等支援機関」として認定しています。

認定経営革新等支援機関の主な支援の流れ



中小企業・小規模事業者のニーズ

- ・業績アップを図りたい!
- ・財務内容や経営状況の分析を行いたい!
- ・経営の向上を図りたい!

認定経営革新等支援機関に相談

経営状況の把握

- ・財務内容等経営状況の分析、経営課題の抽出

- ・長短借入金の構造が経営に与える影響を分析
- ・人口データから売上の推計値を算出 など

事業計画の策定

- ・計画策定に向けた支援・助言

- ・強みを生かした戦略立案支援
- ・財務の安定化に係るアドバイス など

事業計画の実行

- ・事業の実施に必要な支援・助言

- ・月次決算書等の作成指導
- ・「中小会計要領」に拠った計算書類等の作成指導
- ・金融機関への経営状況の説明補助 など

中小企業・小規模事業者にもたらす支援の効果

- ・経営状況が明確化になった。
- ・目標とその目標までの過程の明確化になった。
- ・「新たな生産、販売方式の導入」、「新商品の開発」、「新サービスの提供」の道筋が立てられた。
- ・経営の向上が図られた。

モニタリング・フォローアップ

- ・巡回監査の実施
- ・計画の進捗状況のチェック
- ・改善策の提案 など

経営革新等の実現!!

認定経営革新等支援機関制度の概要に関する情報

参照先	内容	URL
中小企業省WEBサイト 「認定経営革新等支援機関」	認定経営革新等支援機関認定制度の概要、新着情報	http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/